



平素より格別のご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。
今回は2026年に施行される道路交通法改正内容についてお伝えします。

2026年道路交通法改正のポイント

巷でも話題になっております2026年道路交通法改正時期が近づいてきました。私たちの業務や日常生活において注意すべき変更内容のポイントは主に以下の3点になります。

- ①自転車の交通違反に対する青切符導入(2026年4月1日より施行予定)
 - ・自転車の(信号無視・一時不停止・ながら運転など)に対し青切符が導入され反則金が課されます
- ②自動車の自転車追い越しルール新設(2026年4月1日より施行予定)
 - ・自動車が自転車を追い越す際に安全な間隔が無い場合は速度を落とすか一時停止する
- ③生活道路の法定速度引き下げ(2026年9月1日より施行予定)
 - ・道路標識で最高速度が指定されていない生活道路の法定速度が30km/hに引き下げ(現行60km/h)

法改正対応・留意点（自転車運行）

自転車を使用する際は車両の一種としてこれまで以上に交通ルールを順守することが求められます。比較的良く見かけられていた以下の様な行為も違反となり青切符の対象になりますので注意が必要です。

(例) ・傘さし運転 ・耳を塞ぐイヤホン使用 ・一時不停止 ・逆走 ・右側通行 ・並列走行 ・ながらスマホ

また歩道を走行している自転車をよく見かけますが、道路標識等で歩道の走行が許可されている場合以外は車道の左側を走行するのが原則となります。自転車専用通行帯のある道路で歩道や車道を走行した場合も違反となります。

法改正対応・留意点（自動車運行）

自動車で自転車を追い越す際には十分な側方間隔の確保と状況に応じた一時停止、減速が求められます。幅の狭い道路等で自転車との間隔が十分に確保できないときは無理な追い越しはしない様にしましょう。また生活道路の法定速度が2026年9月より30km/hに引き下げられます。利用者送迎用の車両を使用される事業者様では住宅街などを走行する機会が多いと思われるので、時間に余裕を持ちより安全運転を心掛けましょう。

自転車用の保険とは？

一般的に通勤中の自転車事故の場合は個人加入の個人賠償責任保険で対応します。業務中の場合は事業者で施設・業務遂行に対する賠償責任保険に加入していれば業務での自転車使用賠償リスクにも備えることが可能です。補償の可否が分からない等ご不明点等ございましたら弊社までお問い合わせ下さい。残念ながら反則金に対応する保険はありませんので自動車、自転車使用の際はこれまで以上に注意して運転しましょう！

HP・インスタ・Xでも情報発信中！フォローもお願いします

